

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【公開番号】特開2018-175456(P2018-175456A)

【公開日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-044

【出願番号】特願2017-80008(P2017-80008)

【国際特許分類】

A 6 1 B 46/10 (2016.01)

【F I】

A 6 1 B 46/10

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月4日(2020.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療用観察装置を被覆して前記医療用観察装置の滅菌状態を確保する被覆部材が、積層された積層構造と、

層単位で、積層されている前記被覆部材を剥離する剥離部と、
を有する、医療用滅菌カバー。

【請求項2】

前記医療用滅菌カバーの一部分が前記積層構造となっている、請求項1に記載の医療用滅菌カバー。

【請求項3】

前記医療用観察装置は、撮像デバイスと、前記撮像デバイスを支持する複数のリンクが関節部によって互いに連結されて構成されるアームとを備え、

前記医療用滅菌カバーの一部分は、前記撮像デバイスと前記アームの一部分とに対応する部分である、請求項2に記載の医療用滅菌カバー。

【請求項4】

前記剥離部は、前記被覆部材に形成される、請求項1～3のいずれか1つに記載の医療用滅菌カバー。

【請求項5】

前記剥離部は、前記被覆部材に形成されるミシン目である、請求項4に記載の医療用滅菌カバー。

【請求項6】

前記ミシン目は、略平行に2つ形成される、請求項5に記載の医療用滅菌カバー。

【請求項7】

前記剥離部による前記被覆部材の剥離を補助する剥離補助部材をさらに有する、請求項1～6のいずれか1つに記載の医療用滅菌カバー。

【請求項8】

前記剥離補助部材は、前記剥離部の一端に取り付けられている剥離テープである、請求項7に記載の医療用滅菌カバー。

【請求項9】

前記剥離補助部材は、前記被覆部材に形成されている前記剥離部に沿って配置されてい

る紐状部材である、請求項 7 に記載の医療用滅菌カバー。

【請求項 10】

前記被覆部材は、筒状である、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 つに記載の医療用滅菌カバー。
。

【請求項 11】

複数のリンクが関節部によって互いに連結されて構成されるアームと、
前記アームにより支持される撮像デバイスと、
医療用滅菌カバーと、
を備え、
前記医療用滅菌カバーは、
前記撮像デバイスと前記アームの少なくとも一部分とを被覆して、被覆されている部分
の滅菌状態を確保する被覆部材が、積層された積層構造と、
層単位で、積層されている前記被覆部材を剥離する剥離部と、
を有する、医療用観察装置。